鹿児島県公報

令和４年５月24日（火）第313号

鹿児島県

発　行　鹿　児　島　県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番１号
編　集　総務部学事法制課
定例発行日（毎週火，金）

目　　　次

（※については例規集登載事項）

ページ

告　　　示

○保安林の指定　（森づくり推進課取扱い）１
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定　（水産振興課取扱い）１
○肥料の登録の有効期間の更新　（経営技術課取扱い）２
○土地改良区の役員の就退任の届出（２件）　（農地整備課取扱い）２
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定　（大隅地域振興局取扱い）３

選挙管理委員会告示

○政治団体の名称等の公表　（選挙管理委員会取扱い）３

公安委員会告示

○遊技機の型式の検定の告示　（生活安全企画課取扱い）４

告　　　示

鹿児島県告示第464号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により，次のとおり保安林として指定する。

令和４年５月24日

鹿児島県知事　塩田康一

１　保安林の所在場所
　始良市蒲生町下久徳字建山下2567番，2568番
２　指定の目的
　土砂の流出の防備
３　指定施業要件
　(1)　立木の伐採の方法
　　ア　主伐は，択伐による。
　　イ　主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　ウ　間伐に係る森林は，次のとおりとする。
　(2)　立木の伐採の限度
　　次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第465号

薩摩川内市久見崎町242番地　榎並芳道及び薩摩川内市久見崎町337番地５　榎並貞信からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第５項において準用する同法第105条の２第３項の規定による届出に係る同法第108条第２項の同意は，同項に規定する要件に適合すると認める。

令和４年５月24日

鹿児島県知事　　塩田康一

区域及び区分

１　区域　薩摩川内市川内区域（川内市漁業協同組合の地区）

２　区分　主としてきびなご流網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第466号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第２項の規定により，次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和４年５月24日

鹿児島県知事　　塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1346号	令和７年４月25日	混合有機質肥料	豊の恵	窒素全量　9.5 りん酸全量　1.4	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社厚石園	枕崎市桜山東町974番地

鹿児島県告示第467号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により，肝属南部土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和４年５月24日

鹿児島県知事　　塩田康一

１　就任した役員の氏名及び住所

理事　新田　敏郎　肝属郡錦江町馬場1565番地

（任期　令和４年４月１日から令和５年３月31日まで）

２　退任した役員の氏名及び住所

理事　木場　一昭　肝属郡錦江町神川679番地

鹿児島県告示第468号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により，東串良町林田土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和４年５月24日

鹿児島県知事　　塩田康一

１　就任した役員の氏名及び住所

理事　稲村　照隆　肝属郡東串良町岩弘2062番地２

理事　前田　龍二　肝属郡東串良町岩弘2161番地

理事　岩下　廣喜　肝属郡東串良町池之原2011番地１

理事　外園　　享　肝属郡東串良町新川西5637番地

理事　有村　淳一　肝属郡東串良町川東760番地

理事　久保田義春　肝属郡東串良町川東1202番地２

理事　大村　教男　肝属郡東串良町新川西4937番地

理事　安田　哲視　肝属郡東串良町新川西4904番地１

理事　今村　　保　肝属郡東串良町川東3588番地

監事　西中須　修　肝属郡東串良町池之原2752番地２

監事　有留　重信　肝属郡東串良町川西1501番地

監事　小牧　清人　肝属郡東串良町川東1415番地

（任期　令和４年４月１日から令和８年３月31日まで）

２　退任した役員の氏名及び住所

理事　稲村　照隆　肝属郡東串良町岩弘2062番地２
理事　中園　輝穂　肝属郡東串良町岩弘2308番地
理事　杉山　幸二　肝属郡東串良町池之原2153番地
理事　外園　　享　肝属郡東串良町新川西5637番地
理事　有村　淳一　肝属郡東串良町川東760番地
理事　久保田義春　肝属郡東串良町川東1202番地２
理事　大村　教男　肝属郡東串良町新川西4937番地
理事　安田　哲視　肝属郡東串良町新川西4904番地１
理事　江口　信義　肝属郡東串良町川東3594番地ロ
監事　西中須　修　肝属郡東串良町池之原2752番地２
監事　有留　重信　肝属郡東串良町川西1501番地
監事　中嶋　達哉　肝属郡東串良町川東3545番地

大隅地域振興局告示第22号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第１項の規定により，次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和４年５月24日

大隅地域振興局長　　清藤修

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパー事業所リン	鹿屋市笠之原町7402番地５	社会福祉法人隣の会	鹿屋市笠之原町7402番地５	齋藤　鈴子	令和４年２月１日	居宅介護・重度訪問介護・同行援護
共生型ピアハウス	鹿屋市笠之原町7401番地５	社会福祉法人隣の会	鹿屋市笠之原町7402番地５	齋藤　鈴子	令和４年２月１日	生活介護
共生ホーム・木精	鹿屋市笠之原町7402番地５	社会福祉法人隣の会	鹿屋市笠之原町7402番地５	齋藤　鈴子	令和４年２月１日	短期入所
共生ホーム・木精	鹿屋市笠之原町7402番地５	社会福祉法人隣の会	鹿屋市笠之原町7402番地５	齋藤　鈴子	令和４年２月１日	共同生活援助

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第６条第１項の規定による設立の届出があった政治団体，法第７条第１項の規定による異動の届出があった政治団体，法第17条第１項の規定による解散の届出があった政治団体，法第19条第２項の規定による資金管理団体の指定の届出があった政治団体及び同条第３項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があった政治団体又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体の名称等は，次のとおりである。

令和４年５月24日

鹿児島県選挙管理委員会委員長　　松下良成

１　設立の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
くまもとかほこ後	隈元　香穂子	隈元　勝昭	志布志市志布志町志布	令和４年

援会			志三丁目16番２号	４月６日

２　異動の届出があった政治団体

⑴　政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党鹿児島県ときわ会支部	益満　常男	主たる事務所の所在地	鹿児島市中央町１番地１株式会社ＪＲ鹿児島シティ内	鹿児島市錦江町３番31号九鉄工業株式会社鹿児島支店内	令和４年４月４日

⑵　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
池畑憲一後援会	池畑　和樹	代表者の氏名	池畑　和樹	永田　浩三	令和４年４月１日
		会計責任者の氏名	池畑　節子	猩々　義秋	
佐多しんじ後援会	佐多　香綸	代表者の氏名	佐多　香綸	苙　昌史	令和４年４月６日
日本共産党中嶋敏子後援会	柊迫　正一	代表者の氏名	柊迫　正一	打上　正	令和２年11月25日

３　解散の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
江崎ときかず後援会	指宿市山川福元6288	江崎　時和	令和４年１月30日
前田ひとし後援会	出水郡長島町諸浦244番地	濵島　末雄	令和４年４月22日

４　資金管理団体の指定の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
森山　博行	森山　博行	鹿児島県議会議員	森山博行後援会	鹿児島市上荒田町33－20	令和４年４月８日

５　資金管理団体の指定の取消し又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体

法第19条第３項第２号による届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
江崎　時和	江崎ときかず後援会	令和４年１月30日

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第56号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第４項の規定により申請のあった次の遊技機は，遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第４号）第６条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和４年５月24日

鹿児島県公安委員会委員長　　石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号

ぱちんこ遊技機	Ｐ牙狼月虹ノ旅人絆５８ＶＶ－ＮＪ	株式会社サンセイアールアンドディ	210024
ぱちんこ遊技機	ＰＡビビッドレッド・オペレーションＮ２－Ｋ	株式会社ニューギン	1P1929
回胴式遊技機	Ｓ　パチスロ甲鉄城のカバネリＺＲ	サミー株式会社	2S0243